

12月の休日当番医

※都合により変更になる場合があります。

期日	病院名
3日(日)	済生会みすみ病院(三角) ☎53-1611 宮崎耳鼻咽喉科(松橋) ☎33-3389 ダイヤモンドシティクリニック(小川) ☎34-6071
10日(日)	きむら医院(不知火) ☎32-0437 清水医院(松橋) ☎32-2207 江藤外科医院(小川) ☎43-4433 狩場医院(豊野) ☎45-2017
17日(日)	清永医院(三角) ☎52-2028 泉胃腸科外科(松橋) ☎33-2277 ダイヤモンドシティクリニック(小川) ☎34-6071
23日(土)	勝目眼科医院(三角) ☎52-3688 松田病院(松橋) ☎32-0666
24日(日)	松合医院(不知火町) ☎42-3445 宇賀岳病院(松橋) ☎32-3111 おおもり病院(小川) ☎43-1155
31日(日)	済生会みすみ病院(三角) ☎53-1611 県南高木クリニック(松橋) ☎34-0177 ダイヤモンドシティクリニック(小川) ☎34-6071

年末年始
(12/29～1/3)の
休日当番医に
ついては、
宇城市
ホームページを
ご覧ください。



● 12月の市民相談 ●

ご自分の相談内容に応じてどの会場もご利用になれます。
お気軽にお越しください。

種別	期日	時間	場所
人権・行政相談	12日(火)	13:00～16:00	三角センター
	12日(火)	13:00～16:00	豊野公民館
	19日(火)	13:00～16:00	小川総合文化センター
人権相談	8日(金)	10:00～15:00	松橋公民館
	19日(火)	13:00～16:00	不知火公民館
行政相談	5日(火)	9:30～12:00	農業就業改善センター(松合)
	5日(火)	12:30～15:30	不知火公民館
心配事相談 (社会福祉協議会) ☎32-1316	7日(木)	13:30～15:00	不知火公民館
	13日(水)	13:30～15:30	総合健康福祉センター
	14日(木)	13:30～15:00	農業就業改善センター(松合)
	14日(木)	13:30～15:30	松橋公民館
	15日(金)	13:30～15:30	三角老人福祉センター
	20日(水)	9:30～11:30	豊野福祉センター
年金相談	5日(火)	10:00～15:00	本庁3階会議室※1月は9日(火)
	19日(火)	10:00～15:00	宇土市役所
消費生活相談	毎週(月・木) 祝日の時は翌日	10:00～15:00	本庁1階会議室
介護相談	毎週(水)	14:00～17:00	松橋ショッピングセンターフレンド

※相談時間は、正午～午後1時を除きます。

消費者問題注意報!

商工観光課 ☎32-1111 (内線269)

高額な印鑑を悪質に売りつける商法に注意

9月ごろから九州地方で、次のような被害が増加しています。
一度表札を購入したことのある業者が訪れ、

無料で姓名判断をします。よく
当たる先生を連れてきたんです。

と言って家の中に入り込みます。その後、長時間にわたり、

「災いを招く家相です」
「息子さんが早死にされます」

と言って不安にさせ、

「これを作れば神様が守ってくれます」
「独身の息子さんに良縁があります」

と言って130万円もの印鑑を売りつけるのです。

購入に応じたことをきっかけに、次々と売り付けられる可能性があります。
くれぐれもご注意ください。

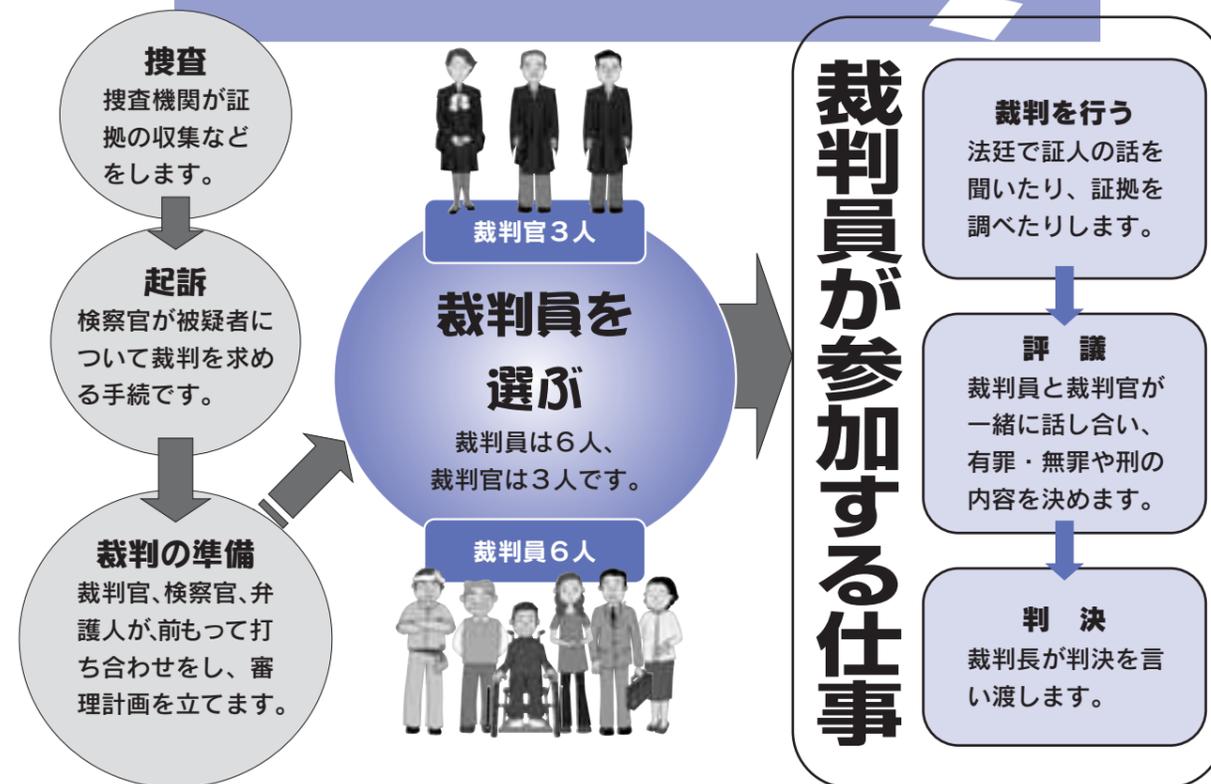
好評です! 常設の消費者相談窓口

10月は24件のご相談がありました。特に多重債務や訪問販売に関する相談が多いようです。契約トラブルなど、お困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。

2009年

始まる裁判員制度

～皆さんが刑事裁判に参加する制度です～



裁判員制度は国民の皆さんのご理解とご協力がなくては実施できません。
裁判員候補者や裁判員に選ばれたときは、国民の代表としてご協力をお願いします。

熊本県内では、選挙権のある人約830人に1人の人に「裁判員候補者」として裁判所に来てもらうこととなります。

裁判員制度Q&A

Q 裁判員制度とは?

A 国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、裁判員と裁判官が1つのチームになって、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを一緒に話し合っ決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。

Q 裁判員はどのようにして選ばれるの?

A 20歳以上の国民の皆さんの中から抽選で候補者を選びます。そして、この候補者の中から、1つの事件ごとに選任の手続きにより裁判員が選ばれます。

Q 裁判員として参加する事件はどんな事件?

A 裁判員対象の事件は一定の重大な犯罪であり、具体的には次のような場合です。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が人にけがをさせたり、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死傷)
- ④ 人の住む家に放火した場合(現住建造物等放火)

裁判員制度に関する詳しい情報は、

裁判制度ホームページ <http://www.saibanin.courts.go.jp/> をご覧ください。